

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのイベント・行事・会議等 に関する町の対応方針

令和2年4月17日

1. 基本的な考え方

(1) 町が主催する多数の参加者(概ね 20 人以上)が集まるイベント・行事・会議等は、感染リスクが高いとされる次の3条件を考慮して実施の可否を判断する。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

(政府の専門家会議が指摘する感染リスクに基づく)

また、町内団体等の主催者にも、町の基準に準じ、引き続きリスクを考慮した判断をいただくとともに、開催する場合の感染防止策の徹底を要請する。

(2) 開催する場合も、次のような対策をとる。

[具体的な対策]

- ・ すべてのイベント、行事の参加者へ手洗い、咳エチケット、アルコール消毒液による手指消毒を励行するとともに、風邪の症状(発熱・せき等)のある方は参加を断るなどの対応を行う。
- ・ 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめ、定期的に会場の換気を行うとともに、参加者が概ね 1メートル以上の間隔を設けたり、対面にならないような配列とする。
- ・ 後日、参加者中に感染者がいたと判明した場合、確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため、参加者全員の名簿を作成し、適切に管理する。
- ・ 近距離での会話による感染リスクを減らすため、懇親会に代わって折り詰めを利用された例もあります。

(3) 「特定警戒都道府県」に位置づけられた 13 都道府県に滞在歴のある方は、2週間程度、イベント・行事・会議等への参加や図書館等の公共施設の利用を自粛していただく。

2. 適用期間

政府の緊急事態措置の期間である 5 月 6 日(水)までとするが、今後の感染者の広がりをみながら適宜見直す。